2026.8.31

第1回検討会

神戸市における効果的な都市緑化の推進方策

目次

1. 検討の背景
2. 神戸市の既存の計画、民有地緑化への取組
3. 市及び県の関連条例
4. 市条例に基づく義務緑化の現状
5. 義務緑化の成果と課題

1. 検討の背景

検討の背景　–関連政策・施策の概要-

神戸市の緑化政策は、緑化面積の確保に加え、木陰の創出、歩きやすさ、景観、官民空間の一体性など、**「都市空間の質と機能」を重視する方向へ展開**している。

■関連政策の概要

主な計画・方針	緑化に関係する方向性
神戸市総合基本計画（2026年度開始）	海・山・里山などの自然、個性ある都市景観を次代へ継承しながら、都心・ウォーターフロントの再整備、持続可能性、暮らしの質を高める
神戸市環境マスタープラン（2026～2035年度）	カーボンニュートラル、自然との共生、快適な生活環境を、市民・事業者・行政の連携によって進める
神戸市みどりの基本計画2050（2026～2050年）	緑地保全、都市緑化、公園・街路樹、民有地の緑を総合化し、都市課題の解決に緑を活用する
「神戸の都心の未来の姿」「三宮周辺地区再整備基本構想」（2015年）、神戸三宮「えき≈まち空間」基本計画（2018年）	「人が主役のまち」「居心地の良いまち」を基本に、6駅とまちを一体化し、人と公共交通を優先する都市空間へ転換する

■主な関連施策等の概要

施策	概要	義務緑化との関係
神戸市みどりの基本計画2050	都市緑地法第4条に基づく計画。「緑とともに生き続ける都市＝緑生都市」を基本理念とし、既成市街地の緑の高質化と、都心における一層の緑化を掲げる	義務緑化を、緑の量の確保だけでなく、高温対策、景観、歩きやすさ、生物多様性、Well-being、緑のネットワーク形成に結び付ける上位の方向性となる
神戸三宮「えき≈まち空間」・税関線景観デザインコード	2022年策定。公共空間と沿道建築空間を一体的にデザインするため、建築物の配置、ボリューム、意匠、色彩、外構などの方向性を示す。対象事業は専門家によるデザイン調整の対象となる	緑化面積率を直接定める基準ではないが、植栽を建築物単体で完結させず、歩道、広場、建築物際と連続させる質的な誘導手法となる
こうべ木陰プロジェクト	猛暑の常態化に対応し、樹木による木陰と新技術を組み合わせ、多様な日陰を創出する事業。新たな植樹、既存樹木の土壌改良、植栽桝の拡大などを進める	緑化面積だけでなく、樹冠の広がり、日射遮蔽、生育基盤、将来の木陰形成、維持管理を評価する必要性を示している

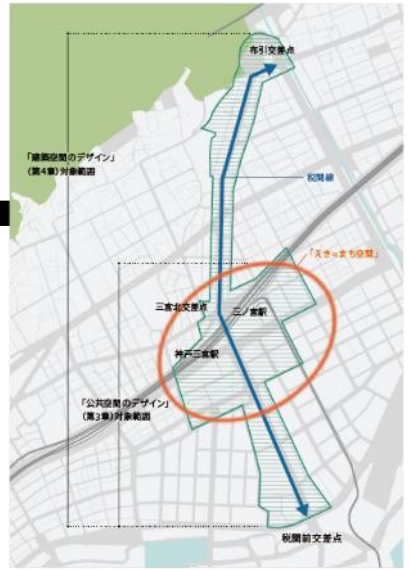

■景観デザインコード対象範囲

■三宮クロススクエア東エリアの将来イメージ



■景観デザインコードの花とみどりの考え方

Naturalistic Landscaping

開花期だけではなく、あらゆる生育過程における植物の個性に目を向けることで、
一年を通じてその自然の変化やリズムが楽しめる空間を創出する。



Floral Installation

花の瞬間的な価値を生かしたアート空間として、一時的な
空間の変化を演出することで、新しい人の流れを創出する。

花で回遊の拠点（交差点部）の顔をつくる

植栽手法

四季の変化を感じる 自然風植栽	環境と共生する 技術による植栽	映える景をつくる 立体的な植栽
宿根草と一年草の風景調和 宿根草と一年草を組合せ、植栽が周囲の自然やまちなみと一体となる風景をつくる。	環境に合う植物選び 地域の気候や土壌に合った場の環境を理解し、必ず環境に適した植物を選ぶ。	立体感のある植栽表現 草丈の異なる植栽を組合せ、立体的なガーデンデザインを表現する。
季節を通じた植物の変化 生長サイクルの異なる植物を組合せ、それぞれの開花や結実までの生長の違いを見せる。	自然環境を再現する 造園技術により植物が淘汰を繰り返し、渾然一体と育つ環境をつくりだす。	植物の色合い・形状・素材感を活かす 花や葉の異なる色や形、植物の葉・茎・花・種の質感の組み合わせによって、植物の立体的なリズムを生み出す。



■こうべ木陰プロジェクトのイメージ





出所：いずれも神戸市各施策等紹介HPより

2. 神戸市の既存の計画、民有地緑化への取組

グリーンコウベ作戦における緑化目標の進捗

■緑被率の推移

緑被率	1995年	2005年	2024年
市街地 (市街化区域)	33.6%	32.9%	31.4%
市街化 調整区域	ー	89.2%	86.6%
市域	ー	68.5%	66.2%

出所：神戸市みどりの基本計画2050

● グリーンコウベ作戦（S46年（1971年）開始）
「市街地の3割緑化、市域の7割緑地」という目標を掲げた。それ以降、策定されたみどりの基本計画等においてもこの目標は概ね踏襲されている。
（今年4月策定の「神戸市みどりの基本計画2050」では、市街地3割緑化を目標に掲げる）

○「市街地の3割緑化」という目標は、1995年時点で達成できているが、それ以降減少してきている。

○「市域の7割緑地」という目標は、現状では下回っている。
2005年と比較すると、2024年には2.3%減少している。

※緑被率とは、樹木や草地、田畑などの緑で覆われた土地が占める面積の割合

参考：緑の基本方針（国土交通省。R6年（2024年）12月公表）

- 国による緑地保全や緑化推進の総合的な指針「緑の基本方針」においても、**市街地の3割緑化という目標は共通**。



出所：国土交通省HP「都市環境：まちづくりGX（緑地の保全及び緑化の推進）」

■全体目標

市街地については緑被率が３割以上

■推進の視点 - 各主体の役割

（５）民間企業・事業者等

- ✓ 民間企業等においては、事業活動を通じた**カーボンニュートラル、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組に自主的・積極的に取り組む**ことが期待される。
- ✓ 自らの都市開発敷地や工場敷地等において、気候変動対策や生物多様性の確保、Well-beingの向上等に資する**良質な緑地を生み出す**こと（以下略）

最新の緑被の概要①

全市の状況

■行政区別の緑被率の推移

緑被率(%)	区 / 全域	1995年	2005年	2024年	増減（2024年→2005年）
市街化区域	東灘区	22.9	16.7	20.4	3.7
	灘　区	20.1	20.5	25.2	4.7
	中央区	8.2	10.0	16.7	6.7
	兵庫区	11.4	11.8	15.3	3.5
	北　区	51.8	55.0	53.7	▲1.3
	長田区	18.3	19.9	25.7	5.8
	須磨区	37.4	39.7	35.6	▲4.1
	垂水区	33.7	37.0	29.2	▲7.8
	西　区	38.8	35.6	28.4	▲7.2
	全　体	33.6	32.9	31.4	▲1.5
市街化調整区域	全　体	—	89.2	86.6	▲2.6

出所：神戸市みどりの基本計画2050

●市街化区域において、全市での合計では、緑被率30％を超えている。

●北区、須磨区、垂水区、西区では、住宅団地の開発等により低下しているものの、今でも30％ 前後の緑被率があり、特に北区では50％以上が維持されている。

●既成市街地が広がる東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区では、緑被率が上昇しているが、緑被率は30％に届いていない。

●特に、中央区、兵庫区は、緑被率20％を下回る低い緑被率となっている。

最新の緑被の概要②

三宮周辺の状況

–都市再生緊急整備地域（神戸都心・臨海地域）–

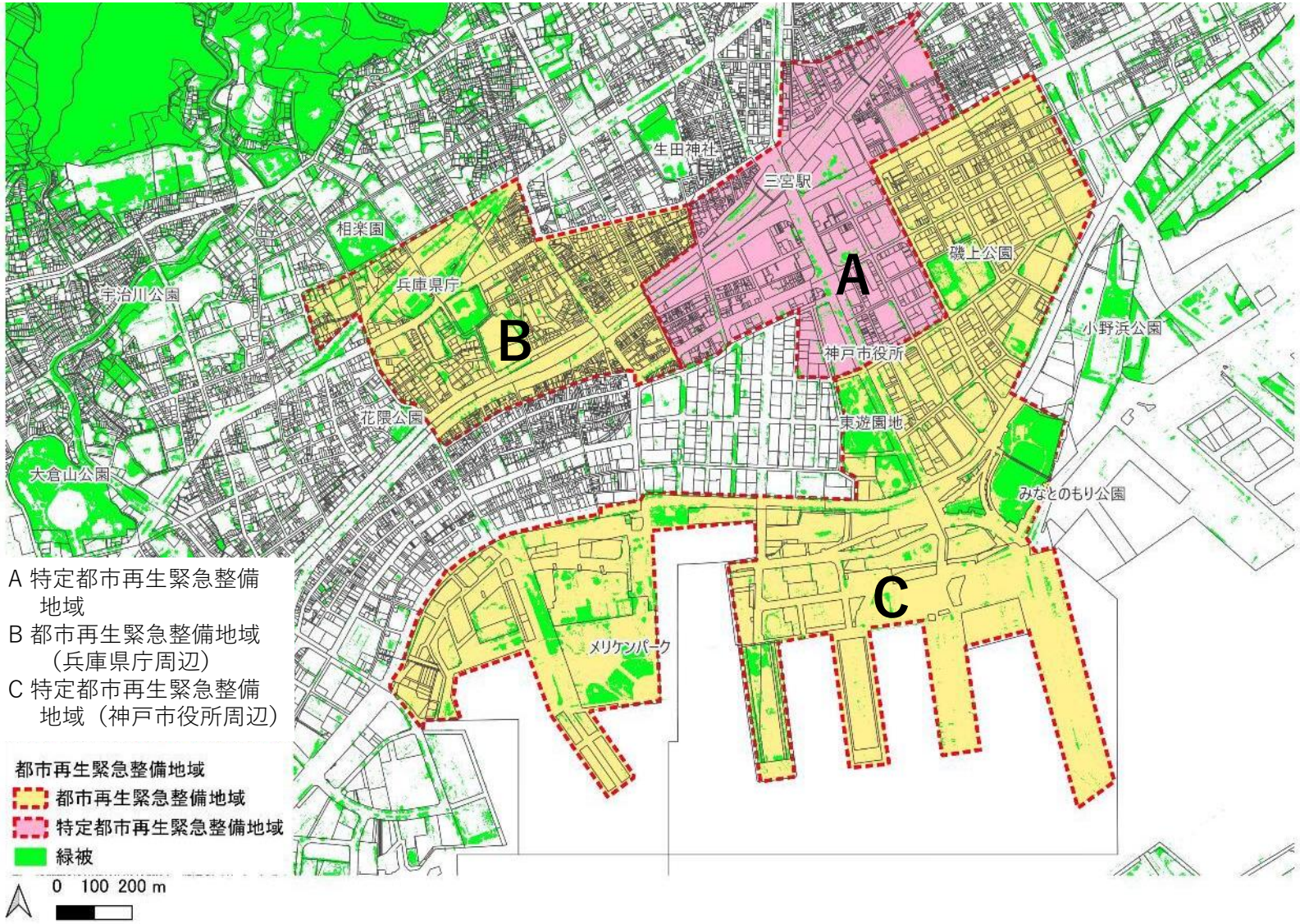

A 特定都市再生緊急整備地域
B 都市再生緊急整備地域（兵庫県庁周辺）
C 特定都市再生緊急整備地域（神戸市役所周辺）

- 三宮周辺の緑被は、公園や学校などの公共施設、街路樹の緑が中心で、民有地によるものは限定的である。
- うち、都市再生緊急整備地域の緑被面積は21.8haで、緑被率は10.4％である。

緑被状況（R6年（2024年）現在）

	地域面積（ha）	緑被面積（ha）	緑被率
都市再生緊急整備地域（神戸都心・臨海地域)全体	208.5	21.8	10.4%
うち、A)特定都市再生緊急整備地域	43.3	1.8	4.1%
うち、B) 都市再生緊急整備地域（兵庫県庁周辺）	39.7	4.7	11.8%
うち、C)特定都市再生緊急整備地域（神戸市役所周辺）	125.5	15.3	12.2%

「都市再生緊急整備地域」は、都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域

3. 市及び県の関連条例

神戸市の緑化基準の概要　現行基準：2025（令和7）年4月1日施行

- 緑化基準は、建築物・敷地に必要な緑地面積、算定方法、特例措置などを具体化したもので、市長告示により定められる。

市街化区域内の建築物等の所有者又は管理者は、緑化基準に従い、当該建築物等の緑化義務を有する

①届出の義務

新築	敷地面積 1,000 ㎡以上　かつ　建築面積 500 ㎡以上(注)	(注)兵庫県は、建築面積1,000㎡以上
増改築	敷地面積 1,000 ㎡以上　かつ　建築面積のうち増改築に係る部分の面積が 500 ㎡以上(注)	

②建築物（屋上・壁面）の緑化基準

新築	当該棟の建築面積 1,000 ㎡以上のもの	建築面積の5%(注)以上	(注)兵庫県は、屋上の面積の20%以上
増改築	当該部分の建築面積 1,000 ㎡以上のもの	増改築に係る部分の建築面積の 5 %(注)以上	

③敷地の緑化基準　（新築、増改築を行う面積が1,000㎡以上のもの）

住宅（一戸建て住宅、共同住宅、長屋等）	空地面積の30%以上（※2）
建築物（住宅、特定工場等（※1）除く）	空地面積の50%以上

※1　特定工場等は、大規模な工場などで工場立地法等の別基準が定められている。
※2　空地面積は、「敷地面積－敷地面積 × 基準建ぺい率」によって算出。

【主な沿道誘導規定】
- 建築物の壁面緑化･･･道路等から6m以内は面積を1.5倍、2m以内は2倍として算入
- 敷地内の中木・高木…道路等からの距離に応じ、みなし樹冠面積を1.5倍または2倍として算入
- 40L以上100L未満の鉢・プランター…道路等に面するものに限り、1基当たり1㎡として算入。上限10基
- 建築物・敷地間の振替が50%を超える場合･･･超過分に相当する緑地を道路等に面する位置に設ける努力義務

神戸市条例の概要

神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例（2012（平成24）年3月制定）

●条例の骨子

- 建築物の環境性能向上と環境負荷低減を目的に、**環境性能評価、計画の届出、情報表示、建築物・敷地の緑化などを一体的に規定**する条例。

●条例の目的

- 市、建築主、所有者、市民などの責務を明確にし、**建築物による環境負荷の低減と、潤い・安らぎのある都市空間の形成を進める**ことで、持続可能な社会の構築と地球環境の保全を図る。

●基本的な責務

- 第4条において、建築主等に対し、**建築時の環境配慮について自らの責任と負担で必要な措置を講じる**責務を定める。
- 第5条において、所有者等について、**建築物の維持・保全の段階でも、環境配慮に必要な措置を自らの責任と負担で講じる**責務を定める。

●緑化に関する具体的義務

- 第22条において、**市長が緑化基準を定め**、公表することを規定する。
- 第23条第1項において、**市街化区域内の建築物等**の所有者・管理者について、**緑化基準に従い、当該建築物等の緑化義務**を定める。
- さらに、同条第2項で緑化計画の作成・届出、24条で緑化完了の届出、25条で所有者・管理者に対する指導・助言、26条で無届着手や基準への著しい不適合に対する勧告、29条で勧告に従わない場合の公表等の実効性確保の仕組みを定める。

兵庫条例の概要

環境の保全と創造に関する条例（1995（平成7）年7月制定）

●条例の骨子

- 公害防止、自然環境保全、都市環境の創造、地球環境保全などを総合的に扱い、**その一部として公共施設・工場・民間建築物等の緑化を規定**する条例。

●条例の目的

- 県民、事業者、行政などの参画と協働によって、**公害防止、自然環境の保全、潤いある美しい環境の創造、地球環境の保全を総合的に進め**、自然と共生し、持続的に発展できる社会の形成を図る。

●基本的な責務

- 第4条において、事業者に対し、公害防止や自然環境保全に必要な措置と併せて、**「工場等（工場、事業所等事業を行う場所）の緑化」に必要な措置を講じる**責務を定める。

●緑化に関する具体的義務

- 第118条の2第1項において、市街化区域内の建築物の所有者・管理者に対し、規則で定める基準に従って建築物と敷地を緑化することを義務を定める。
- さらに、同条第2項以降で、緑化計画の作成・届出、変更届、完了届、指導・助言、無届着手や基準への著しい不適合に対する勧告、勧告に従わない場合の公表等の実効性確保の仕組みを定める。
- **緑化基準は、条例施行規則の別表において整理**している。

市及び県の関連条例の特徴と適用関係

●市及び県の関連条例の特徴

- 両条例とも、市街化区域内の一定規模以上の民間建築物について、建築物と敷地の緑化を所有者・管理者に求める。
- 県の条例は、**大気・水質・自然環境・工場緑化・都市緑化などを扱う総合的な環境条例**で、県内共通の最低水準を確保する制度
- 市の条例は、**建築物の環境性能評価、住宅の環境性能表示、建築物・敷地緑化などを扱う建築物環境配慮条例**で、届け出対象が県より広く設定されている。緑化方法の選択肢が広く、沿道・公共空間への緑化誘導が盛り込まれている。

●両条例の適用関係

- 兵庫県は2012年（平成24年）、神戸市が県条例と同等以上の条例を制定したことを受け、**神戸市内では県条例第118条の2（都市における建築物及びその敷地の緑化）と、これに関係する第118条の3（国等に関する特例※地方公共団体含む）を適用しない**こととした。（兵庫県公報 平成24年6月1日号外 より）

4. 市条例に基づく義務緑化の現状

緑化基準の改正経緯と変更点

■改正経緯

- 2012（平成24）年当初基準：建築物と敷地の双方に緑化義務を設定し、制度の基本構造を整備
- 2018（平成30）年改正：建築物緑化を「屋上面積20%」から「建築面積5%」へ変更し、樹木や壁面緑化等の算定方法を再編
- 2025（令和７）年改正：必要緑化率は維持しながら、沿道の中高木・生垣・壁面緑化を最大2倍評価し、暑さ対策と公共空間から見える緑を重点化

■具体的な改正内容

①建築物（屋上・壁面）の緑化基準

	平成24年当初基準	平成30年改正	令和7年改正
新築	**屋上面積**の20%以上	建築面積の5%以上	同左
増改築	増改築部分の**屋上面積**の20%以上	増改築部分の**建築面積**の5%以上	同左
主な算定対象	屋上、壁面、ベランダ等の植栽部分	地被植物、高木・中木のみなし樹冠、低木、壁面緑化、生垣、鉢・プランター等	平成30年基準を継続。**沿道からの距離**に応じて壁面緑化面積を1.5倍又は2.0倍で評価
主な特徴	屋上面積を分母とする基準	分母を建築面積に変更し、樹木等の算定方法を明確化	必要割合は変更せず、沿道緑化の評価を強化

②敷地の緑化基準（新築・増改築について）

	平成24年当初基準	平成30年改正	令和7年改正
住宅	空地面積の30%以上	同左	同左
建築物（住宅、特定工場等除く）	空地面積の50%以上	同左	同左
主な算定対象・特徴	地被植物、樹木等。グラスパーキング等も一定条件で評価	高木・中木のみなし樹冠、低木、生垣、フェンス緑化、鉢・プランター等の算定方法を明確化	平成30年基準を継続。**道路からの距離**に応じて中高木・生垣の面積を1.5倍又は2.0倍で評価

義務緑化の届け出件数　（2012（平成24）年度～2025（令和7）年度）

- 義務緑化の届け出件数は、2012（平成24）年度以降2025（令和7）年度までに全966件、年平均69.0件である。
- 住宅等以外（商業施設、学校、ホテル、老人ホーム、倉庫等）が707件と多く、全体の73％を占める。

■年度別届け出件数

年度	住宅等	住宅等以外	特定工場等	総計
H24（2012）	9	35	6	50
H25（2013）	10	45	5	60
H26（2014）	11	43	1	55
H27（2015）	7	41		48
H28（2016）	9	52	1	62
H29（2017）	8	37	8	53
H30（2018）	19	64	7	90
H31/R1（2019）	16	60	2	78
R2（2020）	23	65	3	91
R3（2021）	20	65	6	91
R4（2022）	14	50	4	68
R5（2023）	14	60	7	81
R6（2024）	23	53	6	82
R7（2025）	16	37	4	57
総　計	**199**	**707**	**60**	**966**

■用途大分類別の建築・敷地規模

用途大分類	届け出件数	平均建築面積（㎡）	平均敷地面積（㎡）
住宅等	200	1,432.7	5,835.2
住宅等以外	706	2,978.8	10,021.1
特定工場等	60	4,150.2	52,660.0
全　体	**966**	**2,731.2**	**11,718.1**

義務緑化における緑地面積　（特定工場等を除く）

- 2012（平成24年）以降、緑地面積は、建築物緑化13.7ha、敷地緑化115ha、合計128.7haとなる。
- 基準にもとづく必要面積74.8haに対し、実際の緑化面積は1.7倍にのぼると推定される。

※　敷地緑化は、開発計画区域において予め周辺緑地など公共的な緑地が存在する場合に適用される緩和措置分を除く
※　増築等の届出において、既存建築物に対する緑化は考慮していない

■建築物緑化および敷地緑化の面積（※特定工場等を除く）

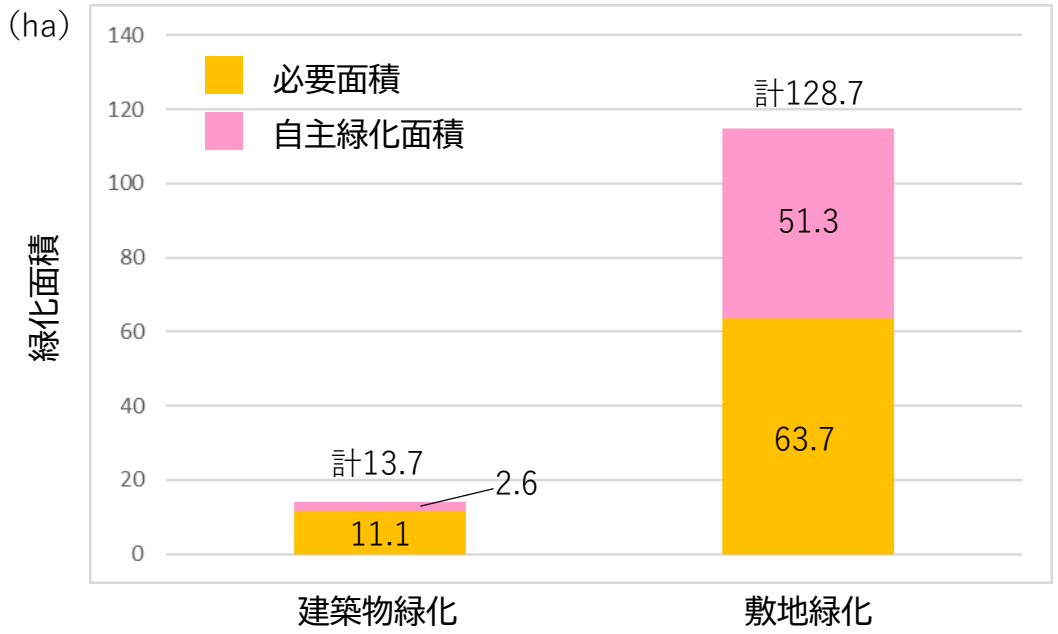

区分	必要面積	自主緑化面積	合計
建築物緑化	11.1	2.6	13.7
敷地緑化	63.7	51.3	115.0
建築物緑化、敷地緑化の合計	**74.8**	**53.9**	**128.7**

届け出施設の分布と行政区別緑化（神戸市全域）

■届け出施設の分布（神戸市全域）

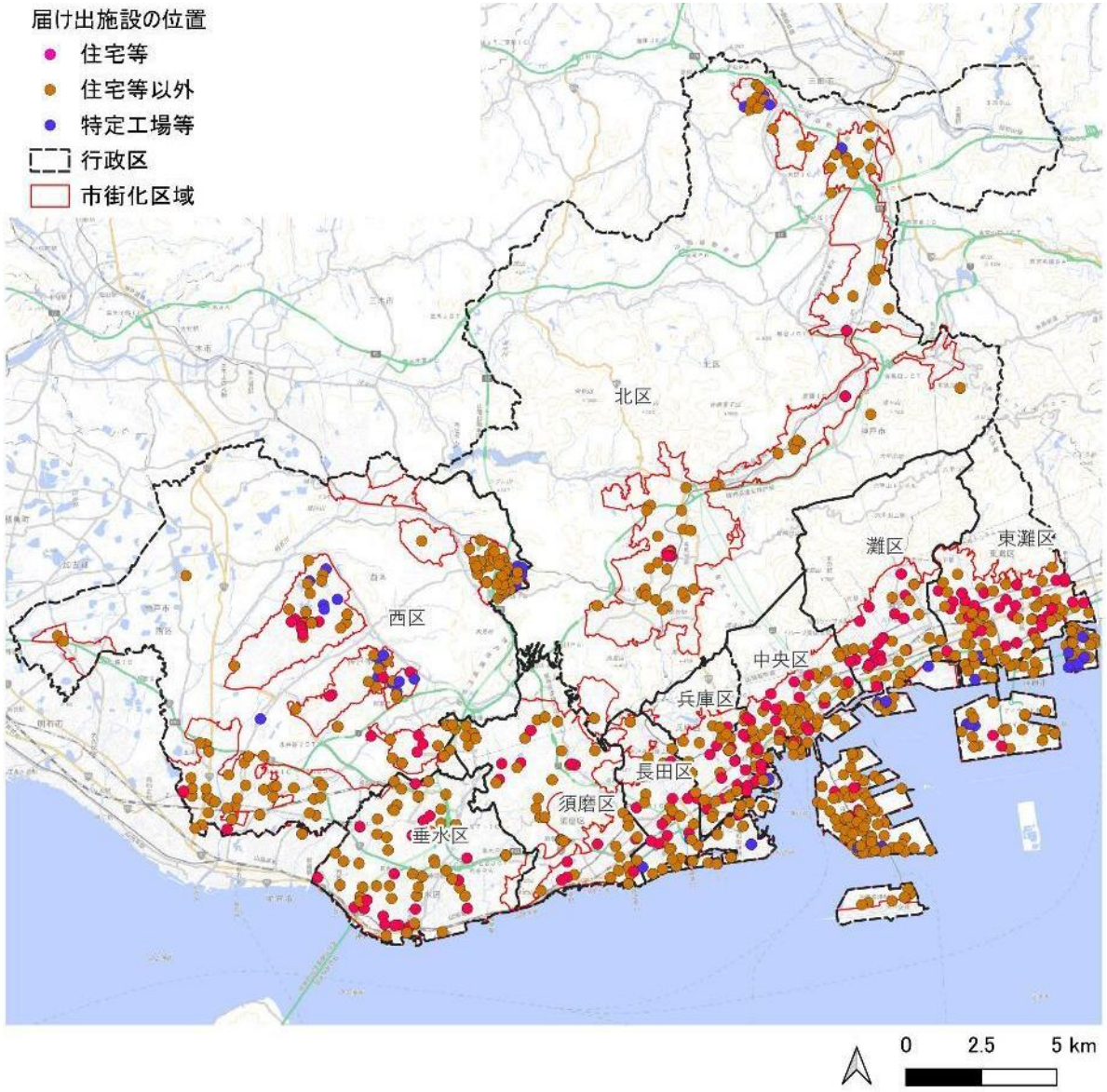

■届け出施設の分布状況

- 東灘区から長田区にかけての既成市街地に住宅等、住宅等以外が高密に分布。臨海部および人工島、西区の工業団地を中心に住宅等以外、特定工場等が分布

■行政区別の緑化状況

- 敷地緑化は合計面積、1件当たり面積とも西区が突出
- 六甲山南麓のエリアでは、臨海部および人工島を含む、東灘区と中央区の合計面積、1件当たり面積が多い

■行政区別の緑化状況　（※特定工場等を除く）

行政区	届け出件数	建築物緑化面積（ha）	届け出1件当たり建築物緑化面積（ha）	敷地緑化面積（ha）	届け出1件当たり敷地緑化面積（ha）
東灘区	64	1.8	0.03	15.2	0.24
灘区	90	0.7	0.01	7.8	0.09
中央区	183	3.0	0.01	21.3	0.12
兵庫区	189	1.0	0.01	2.6	0.01
長田区	43	1.2	0.03	4.8	0.11
須磨区	145	0.9	0.01	12.5	0.09
垂水区	53	1.2	0.02	10.6	0.20
北区	53	1.7	0.03	20.5	0.39
西区	86	2.3	0.03	74.2	0.86

届け出施設の分布　（三宮周辺）

■届け出施設の分布（三宮周辺）



- 神戸市都心部（※）では、令和7年度までに32件の届け出があり、建築物緑化は0.52ha、敷地緑化は0.91ha、合計1.43ha（届け出1件当たりの規模は、建築物緑化面積163㎡、敷地緑化面積285㎡）

※都市再生緊急整備地域を都心部として仮置

■都心部（都市再生緊急整備地域）における緑化状況

区分	届け出件数	建築物緑化面積（ha）	届け出1件当たり建築物緑化面積（㎡）	敷地緑化面積（ha）	届け出1件当たり敷地緑化面積（㎡）	建築物・敷地緑化の合計面積（ha）	届け出1件当たり建築物・敷地緑化面積（㎡）
都市再生緊急整備地域	32	0.52	163	0.91	285	1.43	448
上記以外	156	2.50	160	20.39	1,307	22.89	1,467
中央区全体	**188**	**3.02**	**161**	**21.3**	**1,135**	**24.3**	**1,293**

5. 義務緑化の成果と課題

成果

① 合計 約177haの緑化計画面積を確保

2012年度（平成24年度）から2025年度（令和7年度）までの14年間に966件の届出があり、建築物緑化13.7ha、敷地緑化115ha、合計128.7haの緑化面積の確保につながっている。

② 緑化基準を上回る計画量

基準にもとづく必要面積74.8haに対し、実際の緑化面積は1.7倍にのぼると推定される。

③ 地域特性に応じて異なるかたちで緑化に寄与

郊外部・臨海部の大規模敷地による敷地緑地、既成市街地の多数の中小規模案件による分散的な緑化が行われている。

④ 都心部の緑被形成に一定の役割

都市再生緊急整備地域を都心部として集計した場合、同区域の緑被面積21.8haのうち、条例に基づき緑化された面積は4.1%に相当する。

緑化義務の課題①

建築物緑化、特に壁面緑化は、失われがち

※令和5年に、平成19～23年度にかけ届け出が行われた施設約100件を対象に、航空写真、現地調査を通じ、届け出後十数年経過した段階での建築物緑化および敷地緑化の現状把握を実施。緑化基準の考え方の整理と改正案の検討をおこなった。（以下は本調査結果による）

- 調査対象とした壁面緑化33件のうち、道路上から確認できた**全21件の6割以上にあたる13件が「1/2以上滅失」、うち「ほぼ0」が7件**であり、維持管理状況が非常に悪いものが多い。
- 「ほぼ0」や「無」と判断したものについては、現地状況や過去のStreet View画像との比較等から見て、いったん育ったものが減少したわけではなく、**工事完了時に壁面緑化の補助資材と苗は設置したものの、手入れが行われず生長していない**ものと考えられる。
- また、吸盤状の根が壁に張り付いて生長する付着根型のヘデラに対してワイヤー型補助資材が設置されている例、陽あたりや土壌状態が悪い場所での植栽例など、**植物の特性やガイドラインの内容・主旨を踏まえた施工がなされていない**例も散見された。
- ワイヤーや金網等の補助資材にヘデラ、カロライナジャスミン、テイカカズラ等の**つる植物を絡ませて誘引する登はん型が99%**を占めており、多様な植物種を使用でき壁の様々な場所で植物を生育できる**基盤造成型、ポット型はほぼ採用されていない**。



大面積のメッシュ型補助資材があるが、植物がまったく定着していない例（評価：ほぼ0）



大面積のワイヤー型補助資材があるが、植物があまり定着していない例（評価：1/2以上滅失）。また高い擁壁上に植栽されており、道路からの見え方が不十分

緑化義務の課題②

建築物緑化は、沿道から見えにくい場所で行われがち

- ガイドラインでは「可能な限り周辺道路から見通せる位置に緑化してください」としているが、実際に緑化されているものは**敷地内の奥まった場所にある建築物の壁面であったり、隣接敷地との境界方向の壁面**であったりして、期待するような緑化が十分に行なわれていない状況も見られる。



大面積のワイヤー型補助資材があるが、隣地との隙間であり植物は定着していない

◎対照的に、敷地緑化では

- **敷地緑化では、沿道から見えるものが全体面積の68%**を占めており、基準・ガイドラインの目指すものが概ね達成されていると言える。このうち、高木を沿道から見える位置に植栽しているものが全体面積の13.2%となっており、**緑視率向上等に一定の効果を及ぼしている**ものと考えられる。
- しかし見方を変えると、低木・地被の植栽が全体面積の約69%を占める状況でも、環境や景観に与える効果がより大きい中高木緑化を誘導することが、より一層必要だと言える。

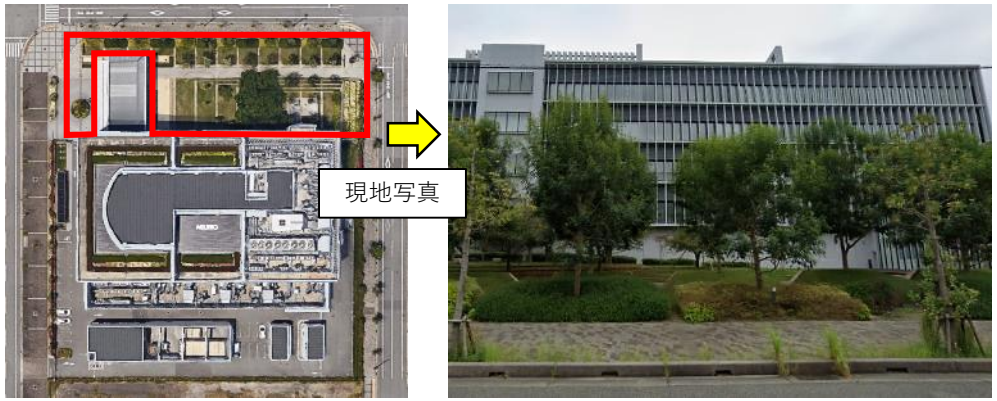

沿道のよく見える場所に中高木を配置している良好な計画事例

課題を受けた2025（令和7）年の基準改正

●位置づけ

- 条例本体の改正ではなく、「神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例」第22条に基づく「建築物等の緑化に関する基準」と、緑化計画の届出様式の改正。

●改正の目的

- 暑熱対策の一つとして、建築物及びその敷地において、道路等の公共空間に面する部分への植樹や壁面緑化を誘導する。これにより、屋外での歩行者等への日射や建築物からの熱放射を抑制することが期待。

●主な改正内容

項目	改正前	改正後
道路等に面する中木・高木・生垣	特別な割増算定なし	道路境界からの距離に応じ、みなし樹冠面積を境界から6m以内は1.5倍、2m以内は2.0倍
沿道中高木等の距離条件	—	みなし樹冠全体が境界から6m以内：1.5倍／一部または全部が2m以内：2.0倍
沿道緑化の視認条件	明確な定義なし	**道路等から容易に見え、建築物・構造物などに遮られていない**ことが必要
沿道の壁面緑化	道路等に面する場合、一律1.5倍	境界から6m以内は1.5倍、2m以内は2.0倍
算入できる壁面緑化	手法の限定が比較的少ない	基盤造成型、金網とヤシ繊維マットを併用する登はん型など、**面的な緑化が確実に見込めるものに限定**
建築物緑化と敷地緑化の振替	相互振替が可能。数値的な上限なし	原則として、それぞれの必要緑地面積の50％を上限
50％を超える振替	特段の沿道誘導なし	やむを得ず50％を超える場合、**超過相当分を道路等に面して植栽する努力義務**

【中高木の植樹位置による面積算定の割増イメージ】

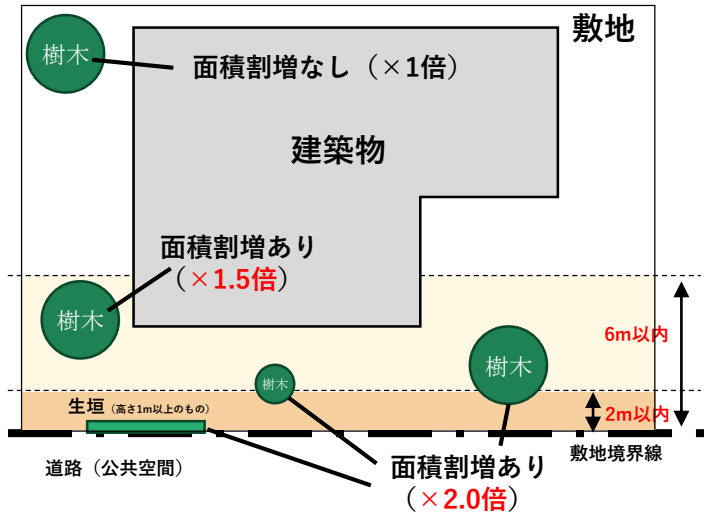

【壁面緑化（基盤造成型）の位置による面積算定の割増イメージ】

